へき地医療拠点病院補助金の交付対象要件の緩和について

【担当省庁】厚生労働省

市町村における取組

（現状・課題）
1.現状
　宇陀市は奈良県東部に位置し、当市を含む東部の近隣自治体は全て過疎地域指定の中山間地域である。当市は昭和29年に現宇陀市立病院を開設し、民間では採算性の確保が困難な救急、小児、精神等の不採算部門についても公立病院としての役割を担ってきた。令和4年1月からはへき地医療拠点病院の指定を受けている。
　現状として、当市では人口減少や高齢化に伴い開業医が減少している。医療空白地には訪問診療や移動診療車により対応しているものの、今後も環境の変化に適応する地域医療施策については、当院を起点に展開していかなければならない。また、県東部に位置する公立病院は当院のみであり、直近の来院患者の地域別割合から見ても当院の需要は高く、県東部の医療拠点としての役割を続けていく必要がある。

近隣自治体の当院利用状況
（令和6年4月～9月）

市町村名	外来		入院	
	患者数（人）	利用率	患者数（人）	利用率
宇陀市	35,540	74.1%	14,780	64.5%
奈良市	2,041	4.3%	1,286	5.6%
山添村	133	0.3%	164	0.7%
曽爾村	1,082	2.3%	896	3.9%
御杖村	1,183	2.5%	703	3.1%
東吉野村	1,506	3.1%	861	3.8%
名張市	1,876	3.9%	1,094	4.8%
その他	4,604	9.6%	3,137	13.7%
合計	47,965	100.0%	22,921	100.0%

2.課題
　へき地医療拠点病院としての役割に伴う収入の確保が課題である。
　へき地医療拠点病院には「巡回診療」、「医師派遣」、「代診医師派遣」の役割があり、当市では市内の「代診医師派遣」の費用が補助金交付要綱に該当していない。

代診医師派遣
　市内の2診療所への代診医師派遣の令和6年度の収支は次のとおり。
支出　費用　　5,145千円
収入　一般会計負担金　5,145千円

国にお願いすること

　へき地医療拠点病院補助金の交付対象から外れている次の事項の緩和を要望する。

代診医師派遣の補助対象要件の緩和
　補助対象要件の一つに、へき地医療拠点病院の設置者とへき地診療所の設置者が同一設置者の場合は補助対象となっていない。
　設置者が同一でも会計は別であり、代診医師派遣にも相当の費用が生じるため、へき地医療拠点病院の役割を果たしている場合は補助対象とできることを要望する。

【担当部署】　宇陀市立病院経営企画課